

議案第 1 号

桐生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

桐生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

桐生市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年桐生市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第1号 桐生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

所掌事項に「市長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる」規定を加えるものです。